

茨城県報 第5293号

昭和40年 4 月30日

金 曜 日

(明治35年 3 月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

●建築基準道路の指定 (8 件)	1
●保安林の指定施業要件の指定に関する予定通知	4
●保安林の指定施業要件の指定予定	6

公 告

●土地立ち入り測量 (2 件)	9
●建築許可に関する聴聞	10

告 示

茨城県告示第525号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年 4 月30日
指 定 の 位 置 水戸市新町580
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 30m

茨城県告示第526号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年 4 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年4月30日
指 定 の 位 置 笠間市笠間2696～13
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 32.7m

茨城県告示第527号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年4月30日
指 定 の 位 置 水戸市千波町字中道北1368の1, 1368の8, 1368の7, 1369の9, 1369の
101370の3, 1396の5, 1369の1
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 78.8m

茨城県告示第528号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年4月30日
指 定 の 位 置 水戸市元吉田町字一里塚東1788～2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 48.4m

茨城県告示第529号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年4月30日

指定の位置 水戸市見和町字曲手ヨリ西北側220
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 98.85m

茨城県告示第530号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和40年4月30日
指定の位置 水戸市見和町字曲手ヨリ西北側232～3, 232～12, 232～7, 232～22
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 122.15m

茨城県告示第531号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和40年4月30日
指定の位置 土浦市大字常名字新郭4505～1, 4505～5, 4505～6
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 23.7m

茨城県告示第532号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和40年4月30日
指定の位置 土浦市大字乙戸字溝向722～4, 726～2, 726～1
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 61.1m

茨城県告示第533号

指定施業要件指定予定保安林に関し、農林大臣から次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和37年法律第68号)附則第7条第2項において準用する森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により公示する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

〔1〕 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県高萩市、日立市、久慈郡里美村及び水府村

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、高萩市役所、日立市役所、里美村役場及び水府村役場に備えおいて縦覧に供する。)

〔2〕 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県北茨城市、日立市、常陸太田市、久慈郡水府村及び金砂郷村

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

北茨城市中郷町大字松井字川添1841、1842の1、1842の2、常陸太田市瑞竜町字下の前2567、2568(以上2筆合併)、常福地字戸神内入893の1、894の1、909のロの1、字三本杉入969のイ、町屋町字岩下230の1、232、字太郎道上241、264のロ(以上2筆合併)所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(第三種郵便物認可)

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、北茨城市役所、日立市役所、常陸太田市役所、水府村役場及び金砂郷村役場に備えおいて縦覧に供する。)

[3] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県北茨城市、高萩市、常陸太田市、多賀郡十王町、久慈郡金砂郷村及び水府村

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、北茨城市役所、高萩市役所、常陸太田市役所、十王町役場、金砂郷村役場及び水府村役場に備えおいて縦覧に供する。)

[4] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県北茨城市、高萩市、日立市及び多賀郡十王町(いずれも国有林)

2 保安林として指定された目的

潮 害 の 防 備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、北茨城市役所、高萩市役所、日立市役所及び十王町役場に備えおいて縦覧に供する。)

[5] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県北茨城市(国有林)

2 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備えおいて縦覧に供する。)

〔6〕 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県北茨城市及び高萩市(いずれも国有林)

2 保安林として指定された目的

名所または旧跡の風致の保存

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、北茨城市役所及び高萩市役所に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第534号

森林法の一部を改正する法律(昭和37年法律第68号)附則第7条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を指定する予定である。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

〔1〕 1 指定施業要件指定保安林の所在場所

茨城県北茨城及び多賀郡十王町

2 保安林として指定された目的

飛 砂 の 防 備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

多賀郡十王町大字伊師字谷地のロ1405の3, 字松並根2205の2所在の森林

イ その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は, 多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

エ 間伐にかかる伐採については, 次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法, 期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し, その関係書類を茨城県庁, 北茨城市役所及び十王町役場に備えおいて縦覧に供する。)

- [2] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
茨城県北茨城市, 日立市及び多賀郡十王町

- 2 保安林として指定された目的

風 害 の 防 備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

ウ 間伐にかかる伐採については, 次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法, 期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し, その関係書類を茨城県庁, 北茨城市役所, 日立市役所及び十王町役場に備えおいて縦覧に供する。)

- [3] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
茨城県久慈郡水府村及び金砂郷村

- 2 保安林として指定された目的

水 害 の 防 備

- 3 指定施業要件

- (1) 立竹伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立竹は, 3年生以上のものとする。

- (2) 立竹の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し, その関係書類を茨城県庁, 水府村役場及び金砂郷村役場に備えおいて縦覧に供する。)

- [4] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
茨城県北茨城市，日立市及び多賀郡十王町
- 2 保安林として指定された目的
潮 害 の 防 備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は，多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- ウ 間伐にかかる伐採については，次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し，その関係書類を茨城県庁，北茨城市役所，日立市役所及び十王町役場に備えおいて縦覧に供する。）
- [5] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
茨城県北茨城市
- 2 保安林として指定された目的
干 害 の 防 備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は，多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- ウ 間伐にかかる伐採については次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法，期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し，その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備えおいて縦覧に供する。）
- [6] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
茨城県日立市
- 2 保安林として指定された目的
魚 つ き
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は，多賀地域森林計画で定める標準伐期令以

上のものとする。

ウ 間伐にかかる伐採については、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁及び日立市役所に備えおいて縦覧に供する。）

[7] 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

茨城県久慈郡金砂郷村及び水府村

2 保安林として指定された目的

名所または旧跡の風致の保存

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

ウ 間伐にかかる伐採については、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁、金砂郷村役場及び水府村役場に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類

(1) 二級国道 水戸郡山線道路改良工事

(2) 同 上

(3) 一般県道 日立大子線道路改良工事

(4) 一般県道 大子黒羽線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

(1) 久慈郡大子町大字頃藤字金山、川下

(2) 久慈郡大子町大字袋田字中野

(3) 久慈郡大子町大字小生瀬字京塚、原下

(4) 久慈郡大子町大字上金沢字高内, 清水, 天神平, 鎮ヶ内, 新屋敷, 新坪, 荒屋前

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年4月30日から

昭和40年5月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 一般県道 日立御前山線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田市新宿町字穴戸沢, 字西山谷津

4 立ち入ろうとする期間

昭和40年5月7日から

昭和41年3月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和40年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和40年5月12日午後2時

聴 聞 場 所 勝田市市毛原坪828

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

木材の引割若しくはかなな削りで出力の合計が0.75K.W.をこえる原動機を使用するもの。(木工所の新築)

申請者住所氏名 常陸太田市仲城 小 貫 恒 夫

代人 水戸市上河内町531 小 貫 義 夫

建築物構造規模 木造平家建スレート葺作業場7.5坪新築, 既存14.25坪住宅
原動機1.15HP新設

建築物の位置 勝田市市毛原坪828

敷 地 面 積 60坪

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)